

〈国際宅配便で輸入する場合にご留意していただきたいこと〉

国際宅配便を利用して貨物を輸入する場合は、通常、国際宅配便業者が貨物の保管・管理とともに、輸入者に代わって税関へ申告手続きを行います。海外に注文した商品等の状況については、貨物の運送・保管・管理等を行う国際宅配便業者等にご確認ください。国際宅配便業者等に貨物の状況を確認した際に、「貨物が税関で止まっている」といった回答があった場合には、更に輸入申告日、輸入申告税関官署、輸入申告番号等をご確認ください。十分な回答が得られないということであれば、税関に対する申告手続きが行われる前の段階であると思われます。

なお、輸入申告を受理した税関官署の通関部門が輸入審査等のための確認や書類の提出を求める場合は、国際宅配便業者等を介して輸入者にご連絡させていただきます。

〈国際郵便物で輸入する場合にご留意していただきたいこと〉

郵便物が外国から通関郵便局（税関の出張所が置かれている日本郵便株式会社通関郵便局）に到着しますと、税関へ郵便物が提示され、必要な検査、関税等の計算等の通関処理が行われます。関税等の納付が必要な場合又は関税関係法令以外の法令の許可・承認を必要とする場合は、「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」又は「国際郵便物課税通知書」が郵便物の名宛人に送られます。また、課税価格が 20 万円を超える郵便物の場合は、日本郵便株式会社から通関手続の案内文書が名宛人に送られます。

したがって、これらの書類が届いていない場合、郵便物は未だ税関手続が開始されていないものと思われます。相当期間を経過しても郵便物が到着しない場合には、最寄りの郵便局にお問い合わせください。

税関においては、社会悪物品の流入を阻止する等のため水際取締りを実施するとともに、貨物の迅速な通関に努めています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。